

薬生食輸発0110第2号
令和2年1月10日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産ナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネス及びうるち米の
ピリミホスメチル並びにフランス産鶏肉のナイカルバジン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号(最終改正：
令和元年12月24日付け薬生食輸発1224第1号)にて通知したところである。

今般、GENNARO AURICCHIO SPAの衛生管理について、イタリア政府から報告が
あり、リステリア・モノサイトゲネスに係る管理体制について確認できたことか
ら、当該製造者において製造されたソフト及びセミハードタイプのナチュラル
チーズについては検査命令を解除することとし、当該製造者について同通知の
別添2の1から削除し、別紙のとおりとする。

また、イタリア産うるち米のピリミホスメチル及びフランス産鶏肉のナイカル
バジンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解
除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の
上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のイタリアの項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の 項目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受ける ことを命ずる 具体的理由
うるち米(粉 を含む。)		ピリミ ホスメ チル	別表1の 3による こと。	平成17年1月24日付け食安 発第0124001号「食品に残留 する農薬、飼料添加物又は 動物用医薬品の成分である 物質の試験法について」に よること。	基準値 (0.20ppm)を 超えるピリミ ホスメチルが 検出されるお それがあるた め。

を削除し、

2. 別添1のフランスの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
鶏肉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ナイカルバジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるナイカルバジンが検出されるおそれがあるため。

を削除する。